

北区バリアフリー
交通安全特定事業計画
滝野川地区

平成31年3月
東京都公安委員会

北区バリアフリー基本構想における重点整備地区 「滝野川地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、北区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）（注1）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	一般国道17号	中仙道	滝野川5丁目42番先から 滝野川6丁目1番先まで	京浜東北線 東北本線 (宇都宮線) 上中里駅 京浜東北線 東北本線 (宇都宮線) 山手線 常磐線 田端駅 宇都宮線 高崎線 尾久駅	滝野川西分室、滝野川西区 民センター(滝野川西ふれ あい館)、滝野川西地域振 興室、滝野川西児童館、滝 野川西育成室、滝野川西図 書館、滝野川西エコー広場 館、北区障害者口腔保健セ ンター、北区休日歯科応急 診療所、滝野川西高齢者在 宅サービスセンター、滝野 川第二小学校、三菱東京U F J銀行滝野川支店
②	一般国道122号	明治通り	王子1丁目2番先から 滝野川2丁目1番先まで	埼京線 板橋駅	
③	一般国道122号	明治通り	滝野川2丁目1番先から 滝野川3丁目11番先まで	山手線 駒込駅	きらぼし銀行滝野川支店
④	主要地方道芝新宿王子 線(第305号)	明治通り	滝野川7丁目49番先から 豊島区西巣鴨3丁目25番先 まで	東京メトロ 南北線 駒込駅 西ヶ原駅	朝日信用金庫西巣鴨支店
⑤	主要地方道王子千住夢 の島線(第306号)	明治通り	堀船3丁目31番先から 昭和町2丁目1番先まで	都電荒川線 西ヶ原四丁 目停留所 滝野川一丁 目停留所	昭和町区民センター(昭和 町ふれあい館)、昭和町地 域振興室、昭和町図書館、 滝野川第五小学校、いっと き集合場所(JR尾久駅前 広場)、城北信用金庫尾久 駅前支店
	特別区道北荒2号		上中里3丁目6番先から 昭和町3丁目3番先まで	飛鳥山停留 所 栄町停留所 梶原停留所	

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
⑥	特例都道本郷赤羽線 (第 445 号)	本郷通り	西ヶ原 1 丁目 56 番先から 王子 1 丁目 1 番先まで	京浜東北線 東北本線 (宇都宮線) 上中里駅 京浜東北線 東北本線 (宇都宮線)	滝野川警察署、瀧野川信用 金庫西ヶ原支店、花と森の 東京病院、滝野川公園、防 災センター（地震の科学 館）、滝野川体育館、テニ スコート（滝野川体育館テ ニスコート）、都立旧古河 庭園
⑦	特例都道白山小台線 (第 458 号)		田端 2 丁目 1 番先から 田端 1 丁目 21 番先まで	山手線 常磐線 田端駅	田端文士村記念館、田端駅 前自転車駐車場、瀧野川信 用金庫田端支店
⑧	特例都道白山小台線 (第 458 号)		東田端 2 丁目 20 番先から 田端新町 3 丁目 29 番先まで	宇都宮線 高崎線 尾久駅	東田端ふれあい館、瀧野川 信用金庫本店
⑨	特例都道白山小台線 (第 458 号)		東田端 1 丁目 13 番先から 田端新町 1 丁目 20 番先まで	埼京線 板橋駅	いっとき集合場所（田端新 町一丁目児童遊園）、ホテ ルメッツ田端
	特例区道北 499 号		田端新町 1 丁目 17 番先から 田端新町 1 丁目 17 番先まで		
⑩	特例都道白山小台線 (第 458 号)		東田端 2 丁目 20 番先から 東田端 1 丁目 16 番先まで	山手線 駒込駅	ホテルメッツ田端
	特別区道北 2004 号		田端ふれあい橋	東京メトロ 南北線	
⑪	主要地方道台東鳩ヶ谷 線（第 58 号）	尾久橋通 り	田端新町 1 丁目 7 番先から 田端新町 2 丁目 26 番先まで	駒込駅 西ヶ原駅 都電荒川線	みずほ銀行尾久支店、いっ とき集合場所（田端新町公 園）
⑫	特別区道北 70 号		滝野川 6 丁目 86 番先から 滝野川 7 丁目 48 番先まで	西ヶ原四丁 目停留所 滝野川一丁 目停留所 飛鳥山停留 所	東日本銀行板橋駅前支店、 巣鴨信用金庫板橋駅前支 店、いっとき集合場所（北 谷端公園）、いっとき集合 場所（南谷端公園）
	特別区道北 366 号		滝野川 7 丁目 3 番先から 滝野川 7 丁目 5 番先まで		
⑬	特別区道北 359 号 特別区道北 33 号		滝野川 6 丁目 8 番先から 滝野川 6 丁目 33 番先まで	栄町停留所 梶原停留所	谷端小学校

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
⑭	特別区道北 357 号 水路滝野川 5 号		滝野川 6 丁目 56 番先から 滝野川 7 丁目 22 番先まで	京浜東北線 東北本線	谷端小学校、いっとき集合場所（北谷端公園）、コモディイイダ滝野川店
⑮	特別区道北 34 号 特別区道北 360 号		滝野川 7 丁目 24 番先から 滝野川 7 丁目 33 番先まで	(宇都宮線) 上中里駅	コモディイイダ滝野川店
⑯	特別区道北 356 号		滝野川 7 丁目 22 番先から 滝野川 7 丁目 27 番先まで	京浜東北線 東北本線	
⑰	特別区道北 353 号		滝野川 7 丁目 27 番先から 滝野川 7 丁目 31 番先まで	(宇都宮線) 山手線 常磐線 田端駅	いっとき集合場所(南谷端公園)、谷端プール多目的広場
⑱	特別区道北 2026 号		滝野川 5 丁目 5 番先から 滝野川 3 丁目 11 番先まで	宇都宮線	
⑲	特別区道北 69 号		滝野川 6 丁目 84 番先から 滝野川 6 丁目 9 番先まで	高崎線 尾久駅	介護老人保健施設リハビリパーク滝野川
⑳	特別区道北 30 号		滝野川 6 丁目 75 番先から 滝野川 6 丁目 63 番先まで	埼京線 板橋駅	
㉑	特別区道北 32 号		滝野川 6 丁目 44 番先から 滝野川 6 丁目 27 番先まで	山手線 駒込駅 東京メトロ 南北線 駒込駅 西ヶ原駅 都電荒川線 西ヶ原四丁目停留所	滝野川西分室、滝野川西区民センター(滝野川西ふれあい館)、滝野川西地域振興室、滝野川西児童館、滝野川西育成室、滝野川西図書館、滝野川西エコー広場館、北区障害者口腔保険センター、北区休日歯科応急診療所、滝野川西高齢者在宅サービスセンター
㉒	特別区道北 704 号 特別区道北 541 号		滝野川 6 丁目 21 番先から 滝野川 6 丁目 14 番先まで	滝野川一丁目停留所	滝野川第二小学校
㉓	特別区道北 30 号		滝野川 5 丁目 54 番先から 滝野川 5 丁目 41 番先まで	飛鳥山停留所	滝野川紅葉中学校、東京国際フランス学園、避難所 (旧滝野川第六小学校)
	特別区道北 313 号		滝野川 5 丁目 43 番先から 滝野川 5 丁目 44 番先まで	栄町停留所 梶原停留所	

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
②4	特別区道北 27 号		滝野川 5 丁目 53 番先から 滝野川 3 丁目 46 番先まで	京浜東北線 東北本線 (宇都宮線) 上中里駅	いっとき集合場所(滝野川 八幡神社)
②5	特別区道北 25 号		滝野川 3 丁目 46 番先から 滝野川 3 丁目 56 番先まで		滝野川もみじ小学校
②6	特別区道北 26 号		滝野川 3 丁目 78 番先から 滝野川 3 丁目 86 番先まで		王子総合高等学校、きらぼ し銀行滝野川支店
②7	特別区道北 68 号		滝野川 3 丁目 88 番先から 滝野川 2 丁目 23 番先まで	京浜東北線 東北本線 (宇都宮線)	北区役所滝野川分庁舎、北 区立教育相談所、いじめ 110 番、教育未来館、就学 相談室、滝野川病院、滝野 川西高齢者あんしんセン ター
②8	特別区道北 285 号 特別区道北 281 号 認定外道路 特別区道北 179 号		滝野川 2 丁目 58 番先から 滝野川 2 丁目 45 番先まで	山手線 常磐線 田端駅	北区役所滝野川分庁舎、北 区立教育相談所、いじめ 110 番、教育未来館、就学 相談室
②9	私道		滝野川 2 丁目 54 番先から 滝野川 2 丁目 52 番先まで	宇都宮線 高崎線 尾久駅	北区役所滝野川分庁舎、北 区立教育相談所、いじめ 110 番、教育未来館、就学 相談室
③0	私道		滝野川 2 丁目 4 番先から 滝野川 2 丁目 6 番先まで	埼京線 板橋駅	いっとき集合場所(醸造試 験所跡地公園)
③1	特別区道北 21 号		滝野川 1 丁目 65 番先から 滝野川 1 丁目 16 番先まで	山手線 駒込駅	桜丘中学・高等学校、滝野 川第三小学校
③2	特別区道北豊 7 号		滝野川 1 丁目 67 番先から 滝野川 1 丁目 40 番先まで	東京メトロ 南北線 駒込駅 西ヶ原駅	桜丘中学・高等学校、滝野 川東区民センター(滝野川 東ふれあい館)、滝野川東 地域振興室、滝野川老人い こいの家、滝野川東デイホ ーム、滝野川東児童館、滝 野川東育成室
③3	特別区道北豊 7 号 特別区道北 20 号 特別区道北豊 3 号		滝野川 1 丁目 40 番先から 西ヶ原 4 丁目 7 番先まで	都電荒川線 西ヶ原四丁 目停留所 滝野川一丁 目停留所 飛鳥山停留 所	武蔵野中学高等学校、飛鳥 晴山苑高齢者あんしんセ ンター、特別養護老人ホー ム飛鳥晴山苑、就労・生活 支援センター飛鳥晴山苑、 西ヶ原みんなの公園
③4	特別区道北 67 号		滝野川 1 丁目 48 番先から 西ヶ原 3 丁目 57 番先まで	栄町停留所 梶原停留所	東京東信用金庫滝野川支 店、いっとき集合場所(東 京東信用金庫滝野川支店 前広場)

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
③⑤	特別区道北 18 号		西ヶ原 4 丁目 50 番先から 西ヶ原 4 丁目 8 番先まで	京浜東北線 東北本線 (宇都宮線) 上中里駅	西ヶ原小学校、西ヶ原みんなの公園
③⑥	特別区道北 16 号		西ヶ原 2 丁目 33 番先から 西ヶ原 4 丁目 7 番先まで		
③⑦	特別区道北 230 号 特別区道北 237 号		西ヶ原 4 丁目 18 番先から 西ヶ原 4 丁目 11 番先まで	京浜東北線 東北本線 (宇都宮線)	西ヶ原小学校、いっとき集合場所（西ヶ原公園）
③⑧	特別区道北 17 号 特別区道北 215 号		西ヶ原 3 丁目 34 番先から 西ヶ原 3 丁目 32 番先まで	山手線 常磐線 田端駅	富士病院
③⑨	特別区道北 79 号		西ヶ原 2 丁目 16 番先から 西ヶ原 2 丁目 14 番先まで	宇都宮線 高崎線	
④⑩	特別区道北 191 号		西ヶ原 2 丁目 12 番先から 西ヶ原 2 丁目 4 番先まで	尾久駅 埼京線	いっとき集合場所（七社神社）、滝野川警察署
④①	特別区道北 21 号 特別区道北 15 号		西ヶ原 2 丁目 46 番先から 西ヶ原 3 丁目 5 番先まで	板橋駅 山手線	西ヶ原病院、飛鳥中学校
④②	特別区道北 66 号		上中里 1 丁目 47 番先から 西ヶ原 1 丁目 26 番先まで	駒込駅 東京メトロ	
④③	特別区道北 66 号 特別区道北 11 号		上中里 1 丁目 47 番先から 中里 3 丁目 16 番先まで	南北線 駒込駅 西ヶ原駅 都電荒川線	瀧野川女子学園中学高等学校、いっとき集合場所（JR 中里アパート 4 号棟前）
④④	特別区道北 63 号		西ヶ原 1 丁目 23 番先から 中里 3 丁目 11 番先まで	西ヶ原四丁目停留所 滝野川一丁目停留所 飛鳥山停留所 栄町停留所 梶原停留所	滝野川区民事務所、西ヶ原東地域振興室、滝野川会館、滝野川図書館、滝野川文化センター、滝野川健康支援センター、たばこ福祉作業所、聖学院幼稚園、聖学院小学校、聖学院中学校・高等学校、女子聖学院中学校・高等学校

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
④⑤	特別区道北 67 号 特別区道北 198 号 特別区道北 199 号		西ヶ原 1 丁目 40 番先から 西ヶ原 1 丁目 54 番先まで	京浜東北線 東北本線 (宇都宮線) 上中里駅	いっとき集合場所(第 2 古河マンション前広場)
④⑥	特別区道北豊 6 号		西ヶ原 1 丁目 2 番先から 西ヶ原 1 丁目 1 番先まで	京浜東北線 東北本線 (宇都宮線)	
④⑦	特別区道北 65 号		栄町 42 番先から 上中里 2 丁目 44 番先まで	山手線 常磐線 田端駅	
④⑧	特別区道北 50 号 特別区道北 48 号 特別区道北 49 号		上中里 3 丁目 7 番先から 上中里 2 丁目 26 番先まで	宇都宮線 高崎線 尾久駅	
④⑨	特別区道北 372 号 特別区道北 51 号		堀船 1 丁目 31 番先から 栄町 34 番先まで	埼京線 板橋駅	安部学院高等学校、いっとき集合場所(栄町ふれあい公園)
	特別区道北 52 号		栄町 33 番先から 栄町 34 番先まで	山手線 駒込駅 東京メトロ	
⑤⑩	特別区道北 51 号		堀船 1 丁目 31 番先から 堀船 1 丁目 34 番先まで	南北線 駒込駅 西ヶ原駅	
⑤⑪	特別区道北 66 号		上中里 2 丁目 32 番先から 上中里 1 丁目 47 番先まで	都電荒川線 西ヶ原四丁目停留所 滝野川一丁目停留所	
⑤⑫	特別区道北 46 号		昭和町 2 丁目 13 番先から 昭和町 2 丁目 5 番先まで	飛鳥山停留所 栄町停留所 梶原停留所	

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
⑤③	私道		尾久駅構内ガード北側出入口から南側出入口	京浜東北線 東北本線	
⑤④	特別区道北 48 号		尾久駅構内ガード南側出入口から 上中里 2 丁目 45 番先まで	(宇都宮線) 上中里駅 京浜東北線 東北本線 (宇都宮線)	上中里つつじ荘高齢者あんしんセンター、特別養護老人ホーム上中里つつじ荘・上中里つつじ荘高齢者在宅サービスセンター
⑤⑤	特別区道北豊 4 号		滝野川 1 丁目 93 番先から 滝野川 1 丁目 86 番先まで	山手線 常磐線 田端駅	
⑤⑥	特別区道北 63 号		中里 3 丁目 11 番先から 田端 6 丁目 1 番先まで	宇都宮線 高崎線 尾久駅	富士見橋エコー広場館、避難所(田端中学校)、田端文士村記念館、田端駅前自転車駐車場
	特別区道北 166 号		田端 6 丁目 9 番先から 田端 6 丁目 8 番先まで	埼京線 板橋駅	
⑤⑦	特別区道北 4 号		東田端 1 丁目 17 番先から 東田端 1 丁目 17 番先まで	山手線 駒込駅	いっとき集合場所(田端台公園)
			田端 6 丁目 1 番先から 田端 1 丁目 28 番先まで	東京メトロ 南北線 駒込駅	
⑤⑧	特別区道北 89 号 特別区道北 3006 号 特別区道北 3 号		田端 1 丁目 16 番先から 田端 1 丁目 14 番先まで	西ヶ原駅 都電荒川線	いっとき集合場所(与楽寺前広場)
⑤⑨	特別区道北 580 号 特別区道北 3015 号		中里 3 丁目 11 番先から 田端 2 丁目 7 番先まで	西ヶ原四丁目停留所 滝野川一丁目停留所 飛鳥山停留所	田端小学校、滝野川はくちよう高齢者あんしんセンター、介護老人保健施設はくちよう いっとき集合場所(日枝神社前広場)、いっとき集合場所(東覚寺前広場)
	特別区道北 3024 号 私道		田端 3 丁目 24 番先から 田端 3 丁目 19 番先まで	栄町停留所 梶原停留所	

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
⑥0	特別区道北豊6号		中里2丁目16番先から 田端2丁目1番先まで	京浜東北線 東北本線	田端区民センター(田端ふれあい館)、田端地域振興室、田端図書館
⑥1	特別区道北6号		田端5丁目7番先から 田端2丁目10番先まで	(宇都宮線) 上中里駅	田端小学校
⑥2	特別区道北123号 特別区道北587号		田端5丁目16番先から 中里1丁目6番先まで	京浜東北線 東北本線	富士見橋エコー広場、田端中学校(平成31年開設予定)
	特別区道北62号		中里1丁目33番先から 田端4丁目17番先まで	(宇都宮線) 山手線 常磐線	
⑥3	特別区道北105号 特別区道北10号		中里3丁目11番先から 中里2丁目2番先まで	田端駅	いっとき集合場所(中里自治会館前広場)
⑥4	特別区道北107号		中里2丁目21番先から 中里2丁目10番先まで	宇都宮線 高崎線 尾久駅	いっとき集合場所(西中里公園)、城北信用金庫駒込支店
⑥5	特別区道北62号		中里3丁目13番先から 中里2丁目24番先まで	埼京線 板橋駅	聖学院幼稚園、聖学院小学校、聖学院中学校・高等学校、女子聖学院中学校・高等学校
⑥6	特別区道北1号 特別区道北126号		西ヶ原1丁目1番先から 中里1丁目5番先まで	山手線 駒込駅	金地病院
⑥7	特別区道北65号		上中里2丁目44番先から 東田端2丁目11番先まで	東京メトロ 南北線 駒込駅	
⑥8	特別区道北96号		東田端2丁目9番先から 東田端2丁目1番先まで	西ヶ原駅	
⑥9	特別区道北88号		東田端1丁目12番先から 東田端2丁目1番先まで	都電荒川線 西ヶ原四丁目停留所	滝野川第四小学校、東田端分室、東田端地域振興室、東田端児童室、いっとき集合場所(東田端公園)、東田端図書館
	特別区道北88号 特別区道北40号 特別区道北475号		田端新町2丁目14番先から 東田端1丁目11番先まで	滝野川一丁目停留所 飛鳥山停留所	
	特別区道北442号		東田端2丁目5番先から 東田端2丁目5番先まで	栄町停留所 梶原停留所	

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
⑦⑩	特別区道北 85 号		東田端 1 丁目 12 番先から 第一下田端ガード	京浜東北線 東北本線 (宇都宮線) 上中里駅	
⑦⑪	特別区道北 483 号 特別区道北 701 号		田端新町 2 丁目 31 番先から 田端新町 2 丁目 26 番先まで	京浜東北線 東北本線 (宇都宮線) 山手線 常磐線 田端駅 宇都宮線 高崎線 尾久駅	新町光陽苑高齢者あんし んセンター、特別養護老人 ホーム新町光陽苑、新町コ ミュニティアリーナ
⑦⑫	特別区道北 52 号 特別区道北 35 号 特別区道北 490 号 特別区道北 491 号		田端新町 1 丁目 11 番先から 田端新町 1 丁目 6 番先まで	埼京線 板橋駅 山手線 駒込駅 東京メトロ 南北線 駒込駅 西ヶ原駅	いっとき集合場所(田端新 町南むつみ公園)
⑦⑬	特別区道北 63 号		田端 6 丁目 3 番先から 田端 6 丁目 2 番先まで	都電荒川線 西ヶ原四丁 目停留所 滝野川一丁 目停留所 飛鳥山停留 所 栄町停留所 梶原停留所	田端文士村記念館、田端駅 前自転車駐車場

(注 1) 本計画においては、交通安全特定事業を実施する道路の区間は、北区バリアフリー基本構想で主要な生活関連経路として設定された経路を対象としている。

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No.	路線	事業内容	実施予定期間
①	一般国道 17 号	信号機の改良（音響機能の整備）	平成 31～37 年度
③	一般国道 122 号	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
⑤	主要地方道王子千住夢の島線 （第 306 号）	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の設置	同上
⑥	特例都道本郷赤羽線（第 445 号）	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の設置	同上
⑦	特例都道白山小台線（第 458 号）	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
⑧	特例都道白山小台線（第 458 号）	横断歩道の設置	同上
⑨	特例都道白山小台線（第 458 号）	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の設置	同上
⑫	特別区道北 70 号	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の設置	同上
⑰	特別区道北 353 号	横断歩道の設置	同上
⑱	特別区道北 2026 号	横断歩道の設置	同上
⑳	特別区道北 25 号	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の設置	同上
㉑	特別区道北 26 号	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の設置	同上
㉒	特別区道北 68 号	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の設置	同上
㉓	特別区道北 21 号	横断歩道の設置	同上
㉔	特別区道北豊 7 号	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
㉕	特別区道北豊 7 号 特別区道北 20 号 特別区道豊北 3 号	横断歩道の設置	同上

No.	路線	事業内容	実施予定期間
③⑤	特別区道北 18 号	横断歩道の設置	平成 31~37 年度
③⑥	特別区道北 16 号	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の設置	同上
④④	特別区道北 63 号	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の設置	同上
④⑤	特別区道北 67 号 特別区道北 198 号 特別区道北 199 号	横断歩道の設置	同上
④⑦	特別区道北 65 号	横断歩道の設置	同上
⑤②	特別区道北 46 号	横断歩道の設置	同上
⑤⑤	特別区道北豊 4 号	横断歩道の設置	同上
⑤⑥	特別区道北 63 号	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の設置	同上
⑤⑨	特別区道北 580 号 特別区道北 3015 号	横断歩道の設置	同上
⑥⑩	特別区道北豊 6 号	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の設置	同上
⑥②	特別区道北 123 号 特別区道北 587 号	横断歩道の設置	同上
⑥③	特別区道北 105 号 特別区道北 10 号	横断歩道の設置	同上
⑥④	特別区道北 107 号	横断歩道の設置	同上
⑥⑤	特別区道北 62 号	横断歩道の設置	同上
⑥⑥	特別区道北豊北 1 号 特別区道北 126 号	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の設置	同上
⑥⑦	特別区道北 65 号	横断歩道の設置	同上
⑥⑨	特別区道北 88 号	横断歩道の設置	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注2） 必要に応じて実施 2 違法駐車防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車車両の指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動の実施	平成31～37年度 (継続的に実施)

(注2) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

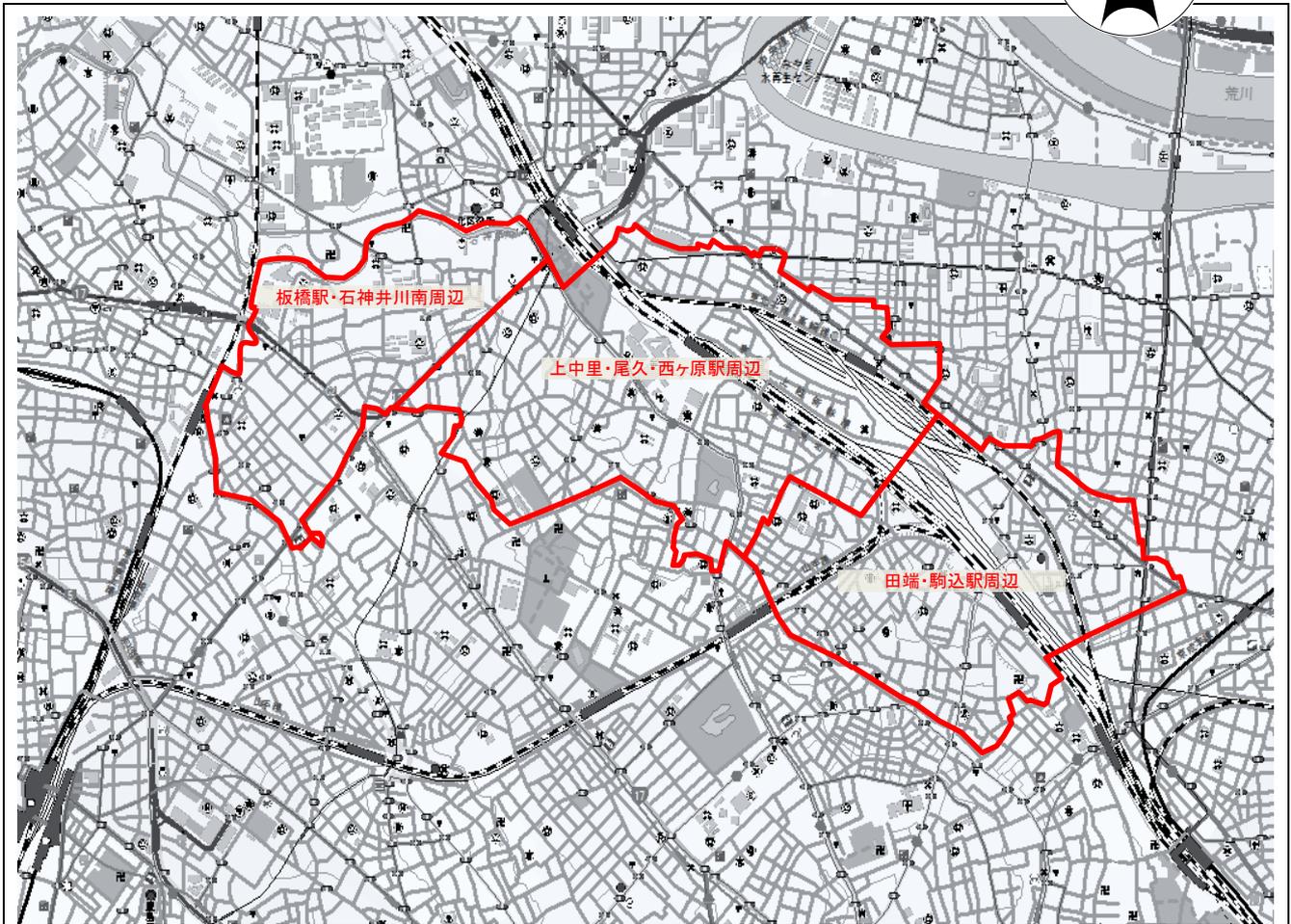
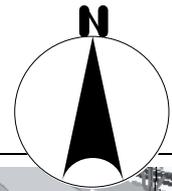
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車車両の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	北区
-------	----



地図調製 (株) 昭文社

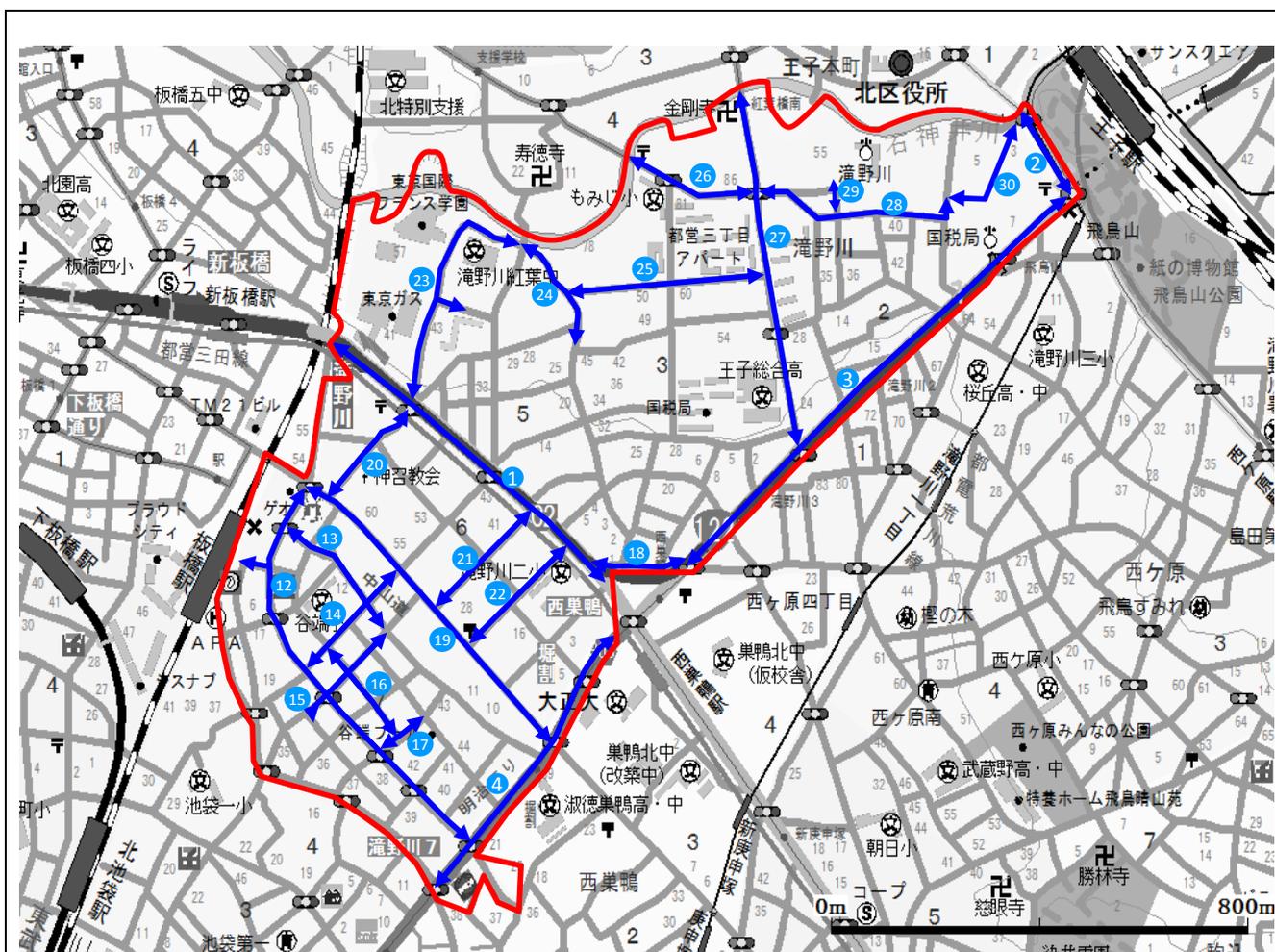
<凡例>

 : 重点整備地区

位置図



区市町村名	北区
重点整備地区名	板橋駅・石神井川南周辺



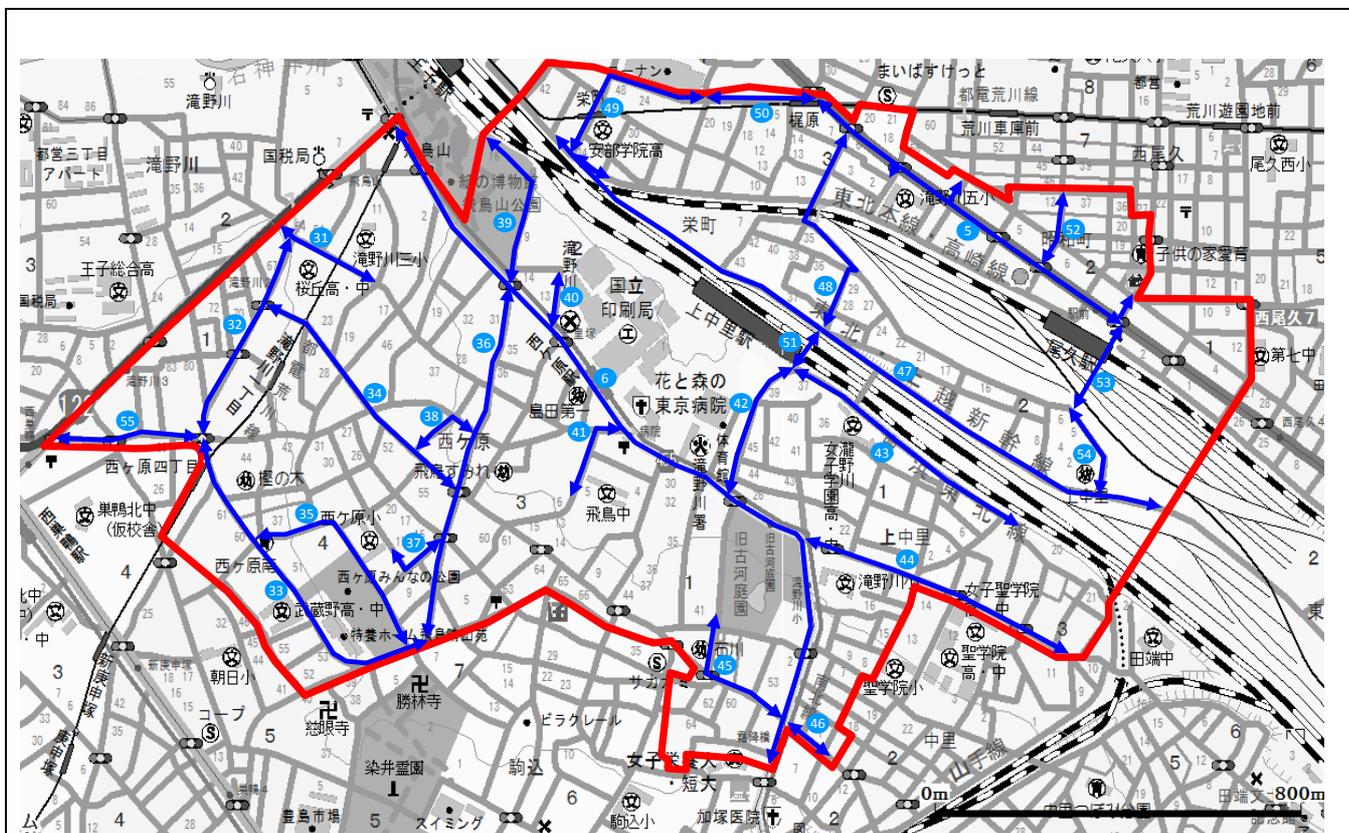
地図調製 (株) 昭文社

< 凡例 >

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)

位置図

区市町村名	北区
重点整備地区名	上中里・尾久・西ヶ原駅周辺



地図調製 (株)昭文社

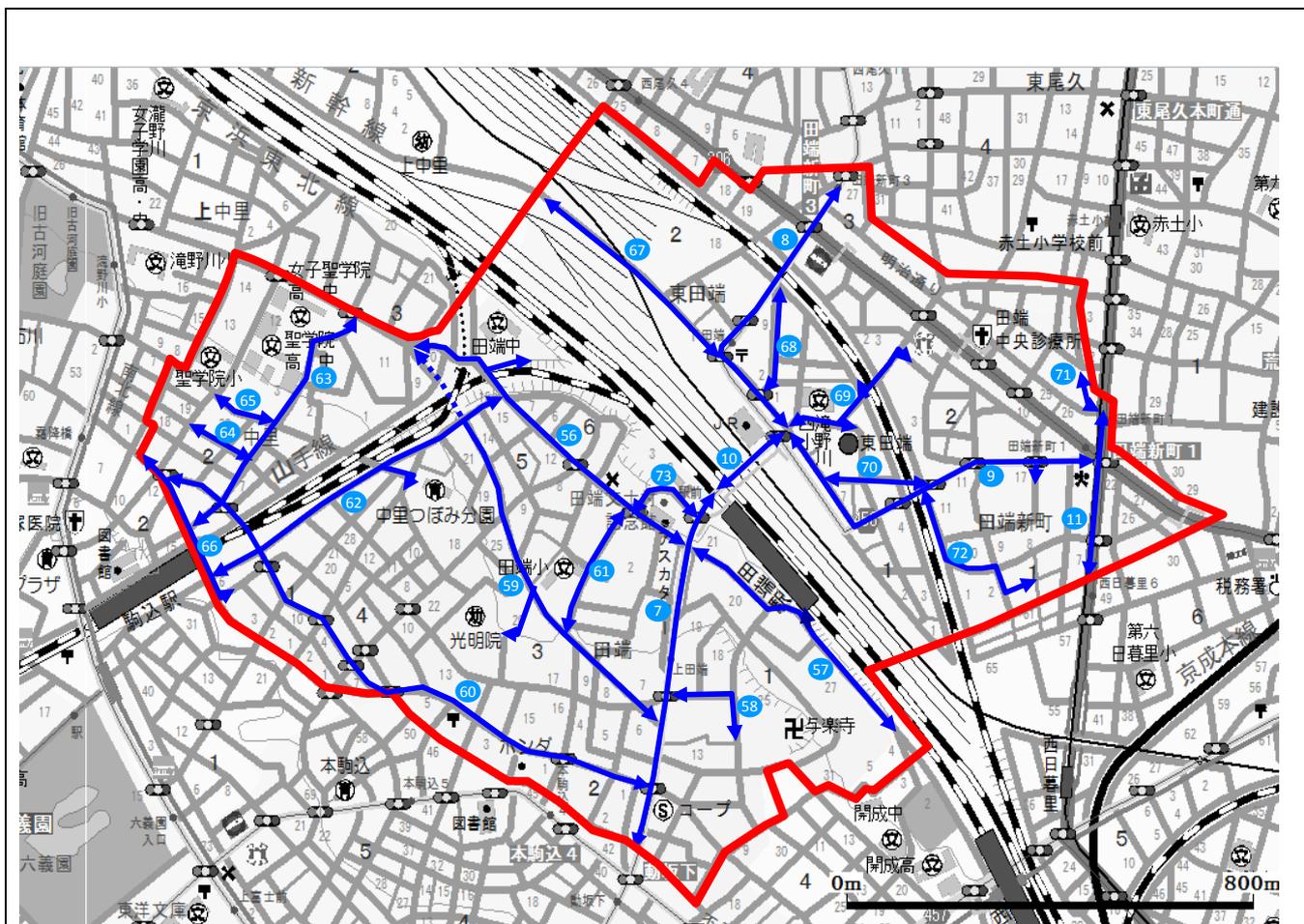
<凡例>

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)

位置図



区市町村名	北区
重点整備地区名	田端・駒込駅周辺



地図調製 (株) 昭文社

< 凡例 >

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)